

CO・OP火災共済 重要事項説明書

2022.6版

CO・OP火災共済は、こくみん共済 coop(以下「当会」)の風水害等給付金付火災共済事業規約および細則、自然災害共済事業規約および細則にもとづく商品です。

契約概要と注意喚起情報について

この重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。この重要な事項説明書(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、CO・OP火災共済センターまでお問い合わせください。ご契約内容となる事業規約・細則はコープ共済連のホームページ(<https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>)に掲載しています。

【契約概要】…共済商品の内容をご理解いただくための事項。

【注意喚起情報】…ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項。

用語の説明

【契約者】…当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。出資金を払い込んで組合員になることが必要です。

【共済契約関係者】…契約者およびその人との生計を一にする親族をいいます。

【生計を一にする(同一生計)】…日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。

【共済金受取人】…共済金受取人は契約者です。契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。

【支払事由】…共済金が支払われる事由をいいます。

【発効日】…申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。

【共済の目的】…契約により保障されるものをいいます。

【共済契約証書】…契約の成立および内容を証するため、契約の内容を記載し、契約者にお届けするものといいます。

【再取得価額】…被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修復するためには必要な当会が定めた標準的な価額をいいます。

【損壊】…壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。

【床上浸水】…居住の上に供する部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます)から45cmを超える浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

1. 契約締結前における確認事項

新規に加入される場合、各都道府県の労済(共済)生協に出資金を支払い、組合員となっていたらことが必要です。出資金は1契約につき100円をお願いしています。掛金とあわせて払い込みください。なお出資金は、契約終了時に出資金返戻請求書のご提出をいたすことにより、お返しします。また契約者になられる方は、生協の組合員または組合員と同一世帯の方に限ります。

※住宅の契約の場合は、住宅の所有者に契約者となっていただきます。

(1) 共済商品のしくみ【契約概要】

■ 火災共済(事業規約名:風水害等給付金付火災共済)

火災共済は、ご契約の住宅や家財に火災・風水害などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。

住宅と家財を合わせて10口以上加入してください。

■ 自然災害共済(事業規約名:自然災害共済)

火災共済に付帯して加入できます。地震・風水害・盗難などによる損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

自然災害共済は、火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとの加入となります。自然災害共済の加入口数は火災共済と同口数で加入してください。なお、加入できるタイプは大型タイプまたは標準タイプのいずれかの契約のみになり、複数のタイプの加入はできません(住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプで統一して加入ください)。

住宅と家財を合わせて10口以上加入してください。

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

■ 基本保障、任意で付帯できる特約

基本保障			
	火災共済 + 自然災害共済	火災共済	火災共済 + 自然災害共済 (マンション構造専用) 風水害保障なしタイプ
1.火災等	○	○	○
2.風水害等	○	△	×
3.地震等	○	×	○
4.火災共済に 付随する保障	○	○	△
5.自然災害共済に 付随する保障	○	×	△

+

任意で付帯できる特約			
	類焼損害保障特約	盗難保障特約	借家人賠償責任特約

※“△”は“○”に比べて保障額が少ないと意味します。“×”は保障されません。
※盗難保障特約は、火災共済の住宅契約のみに加入、または、自然災害共済に加入している場合は、付帯することはできません。
※借家人賠償責任特約は、持ち家・貸家の場合は付帯することはできません。

■ 加入口数

住宅は400口(4,000万円)、家財は200口(2,000万円)までの範囲で、それぞれ定めている加入基準を上限に偶数口数(2口単位)で加入できます。
※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他の火災共済・保険などの契約金額を差し引いた額(口数)でご加入ください。

(2) 基本保障・共済の目的など

① 基本保障【契約概要】【注意喚起情報】

火災共済

共済金の種類	共済金をお支払いする場合(支払事由)
火災等共済金	共済の目的に火災等により損害が生じた場合 ※火災等とは…火災、落雷、破裂、爆発、突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来

風水害等共済金★	共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に、風水害等により損害が生じ、次の1.または2.に該当する場合 1.住宅の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます) 2.住宅が床上浸水を被った場合 ※風水害等とは…暴風雨、突風、旋風(巣巻含む)、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れ
----------	---

持ち出し家財共済金 (家財契約がある場合)	持ち出し家財について、日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除きます)内において火災等による損害
臨時費用共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われる場合

失火見舞費用 共済金	共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅から発生した火災・破裂・爆発により、第三者の所有物に異常付着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
---------------	---

水道管凍結修理 費用共済金 (住宅の加入口数20口以上の場合)	共済の目的である住宅の専用水道管が凍結により損壊(パッキングのみの損壊を除きます)し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合
---------------------------------------	--

バルコニー等修繕費用 共済金(住宅契約がある場合で、かつ、マンション構造のみ)	共済の目的である住宅の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合
--	---

漏水見舞費用共済金 (マンション構造のみ)	共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅から発生した事故(火災、破裂・爆発は除きます)を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
--------------------------	---

修理費用共済金★ (マンション構造のみ)	借用住宅に火災等または風水害等により損害が生じ、共済契約関係者が賃貸借契約にもとづき修理費用を自己の費用で支払った場合
-------------------------	---

住宅災害死亡 共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
----------------	---

風呂の空だき見舞金	共済の目的である風呂釜および浴槽が火災に至らない空だきにより、次の1.または2.に該当する場合 1.風呂釜が浴槽が使用不能になったとき 2.風呂釜が使用不能になったとき
-----------	--

付属建物等風水害共済金★ (住宅の加入口数20口以上の場合)	風水害等により共済の目的である住宅の付属建物または付属工作物に10万円を超える損害が生じた場合
-----------------------------------	---

※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)について…前述の“★”が付いている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

自然災害共済

共済金の種類	共済金をお支払いする場合(支払事由)
風水害等共済金★	共済の目的に風水害等による損害が生じ、次の1.～3.に該当する場合(申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内に共済期間中に生じた損害を除きます) 1.住宅の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます) 2.家財の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による家財のみの損害を除きます) 3.住宅が床上浸水を被った場合

④共済の目的【契約概要】

■住宅

共済契約関係者が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅
※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、できるだけ所有者が契約者となってください。
※民泊(住宅を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業)物件は、人が居住している建物に該当しないため、加入できません。なお、共済契約関係者が居住する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます。

<事務所・店舗等併用住宅の扱いについて>

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます(いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所・店舗等含め住宅全体を対象に加入できます)。

ア.事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合

イ.事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合

ウ.次の用途を兼ねる住宅
・常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生資源集荷業、作業員宿舎・簡易宿泊所、貸座敷・待合・割烹・料亭、キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ビアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娯楽場、工場・作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)・倉庫・車庫

<住宅の構造について>

構造区分は3区分です。「建物形態」「柱の材質」「耐火基準」にもとづき決定します。

掛金は構造区分によって異なります。

木造構造	鉄骨・耐火構造	マンション構造
マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない住宅	マンション構造に該当しない住宅で下記1.~4.のいずれか 1.下記のいずれかに該当する住宅 ○コンクリート造 ○コンクリートブロック造 ○れんが造 ○石造 ○土蔵造 ○鉄骨造 2.耐火建築物(戸建てのみ) 3.準耐火建築物(戸建て・共同住宅) 4.省令準耐火建物(戸建て・共同住宅)	下記1.または2.のいずれか 1.下記のいずれかに該当する共同住宅 ○コンクリート造 ○コンクリートブロック造 ○れんが造 ○石造 2.耐火建築物の共同住宅

■家財

共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財

※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住している部分の家財に限ります。

※貸家の場合は家財には加入できません。

■共済の目的とならない住宅・家財(抜粋)

ア.通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など

イ.事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など
ウ.稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など

エ.データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
オ.空家・別荘等、人が居住していない住宅およびその住宅内の家財
カ.法人名義の住宅

⑤共済期間および保障の開始【契約概要】【注意喚起情報】

■共済期間

共済期間は1年です。同じ内容で引き続き加入する場合の更新方法は下記のとおりです。ただし、更新日にご契約の住宅または家財が、共済の目的の範囲外である場合は更新できません。

※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等*を変更することができます(3.(3)「規約および細則の変更について」をご覧ください)。

*共済をお支払いする場合(支払事由)および共済金の額、その他契約の内容となるすべての事項

●掛金を口座振替(口振)により払い込む場合、自動更新となり手続きは不要です。

●掛金を現金で払い込む場合、当会からお送りする更新案内に従い、お手続きください。

■保障の開始

当会が加入の申し込みを承諾した場合、下記のように契約が成立し保障が開始します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

●申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合

初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時から保障開始(発効)。

※申込書の提出が初回掛金の払込日よりも遅い場合は、申込書の受付日(消印日)の翌日午前零時から保障を開始します。

●口座振替(口振)により初回掛金を払い込む場合

初回掛金振替日の翌日午前零時から保障開始(発効)。

※初回掛金の振り替えが2回連続してできなかった場合は、申し込まれた契約が不成立となります。

⑥共済金請求の時効【契約概要】

共済金の支払事由が発生したときは速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは加入後にお送りする「加入者(契約者)のしおり」でご確認ください。

(3)掛金と払込方法

①掛け【契約概要】【注意喚起情報】

各共済1口あたりの掛けおよび特約の掛けは次のとおりです。

単価表		年払	月払	年払	月払
1口あたりの単価	木造構造	70円	6.0円	大型タイプ 標準タイプ	165円 110円
	鉄骨・耐火構造	40円	3.5円	大型タイプ 標準タイプ	105円 70円
自然災害共済	マンション構造	30円	3.0円	大型タイプ 標準タイプ	90円 60円
	マンション構造(風水害保障なしタイプ)	25円	2.5円	大型タイプ 標準タイプ	80円 55円
年払		年払	月払	年払	月払
1口あたりの単価	木造構造	45円	4.0円	類焼損害 保障特約	2,300円 200円
	鉄骨・耐火構造	20円	2.0円	盗難 保障特約	1,100円 —

②申込方法【契約概要】【注意喚起情報】

お申し込みは、生協によって次のいずれかの方法となります。ご加入の生協で確認ください。

ア.加入申込書※に初回掛けを添えて担当者へお渡しいただく方法

イ.加入申込書※の受付後、生協がお知らせした振替日に、ご指定の振替口座から初回掛けを振り替える方法

※場合により、耐火基準申請書等を含みます。

なお、生協により、火災共済と自然災害共済にそれぞれ50口以上加入する場合のみ、払い込み方法を月払にすることができます。ご加入の生協でご確認ください。

③回目以降の掛けの払込方法【契約概要】【注意喚起情報】

掛けの払込期日は毎年(毎月)の発効応当日の前日の属する月の末日です。なお、掛けを口座振替により払い込む場合は以下のとおりです。

年払の場合…払込期日の属する月の26日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えます。

月払の場合…毎月26日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えます。

④掛けの払込猶予期間【注意喚起情報】

払込期日の翌日から1ヶ月間の猶予期間があります。ただし、掛けを口座振替により払い込む場合は、払込期日の翌日から3ヶ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛けが払い込まれない場合、契約は失効します。

2.契約締結時にご注意いただく事項

(1)告知義務(加入申込書の記入上の注意事項)【注意喚起情報】

加入申込書は当会と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要です。質問事項には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかつた場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。契約者自身がご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

(2)クーリングオフ【注意喚起情報】

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※書面による場合は、契約の種類・申込日・契約者の氏名・住所・保障の対象の所在地・クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。詳しくはCO-OP火災共済センターまでお問い合わせください。

※電磁的記録による場合は、当会ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

3.契約締結後にご注意いただく事項

(1)契約内容に関する届け出【注意喚起情報】

契約者は次の場合、直ちにCO-OP火災共済センターへご連絡ください。ご連絡がないと、共済をお支払いできない場合があります。

ア.氏名や住所が変更となった場合(指定代理請求人を含む)

イ.火災共済・自然災害共済と同様の保障を提供する他の契約に入としたとき

ウ.住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき

エ.30日以上空家または無人にするとき

オ.共済の目的を移転または変更するとき

カ.共済の目的である住宅の滅失、解体、譲渡、または共済の目的である家財を収容する建物の滅失、解体したとき

キ.この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき

ク.共済の目的の範囲外になったとき

ケ.世帯の人数が変わったとき

コ.契約者が死亡したとき

※故意または重大な過失により遅延なく届け出しなかったとき、または届け出をした場合で当会が契約の継続を承諾しない場合は、契約を解除することができます。

(2)共済金等を確実にご請求いただくために【注意喚起情報】

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるときには、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。詳しくはCO-OP火災共済センターまでお問い合わせください。

(3)規約および細則の変更について【注意喚起情報】

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛けの額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により必要が生じた場合には、掛けの額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、コープ共済連ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

(4)契約の解約・取り消し・消滅【注意喚起情報】

■契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。

■契約者が、申し込みの際に、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの掛けはお返しません。

■次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

ア.共済の目的が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき

イ.共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失または流失したとき

(5)契約の無効【注意喚起情報】

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

すでに共済金等を支払っていたときは返還していただきます。また、当該契約の全部または一部を契約者にお返します(ク.の共済金の不法取得目的による無効の場合、掛けはお返しません)。

■各共済・特約共通

ア.共済の目的が契約の発効日または更新日において、共済の目的の範囲外のとき

イ.契約の発効日において、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅について、70%以上の損壊、焼失または流失が発生しているとき

ウ.契約の発効日、更新日または変更承諾日において、「特約の概要」の表にある借家人賠償責任特約の付帯の条件のいずれかをみたしていないとき(借家人賠償責任特約)

エ.共済金額が当会の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分

オ.住宅1棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき(類焼損害保障特約)